

第二次長崎県再犯防止推進計画（2026年度～2030年度）



- ・「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行)に基づく、地方再犯防止推進計画
- ・国の「第二次再犯防止推進計画」(令和5年3月)を踏まえ、長崎県としての施策を総合的かつ計画的に推進

基本理念 だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指します。

- ・犯罪をした者等が孤立することなく、地域社会の一員として立ち直り、支え合う社会の構築
- ・再犯防止を通じて、県民が安全・安心に暮らせる社会の実現

成果指標

長崎県における刑法犯検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)を、令和12(2030)年までに 40%以下にする。

※基準値 46.7%(令和6(2024)年)

重点課題

(施策)

- 1 地域による包摂の推進
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

計画の推進体制

県と学識経験者、関係団体、関係行政機関等で構成する「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」により進捗管理

第二次長崎県再犯防止推進計画（2026年度～2030年度）



重点課題1

地域による包摂の推進

(計画案P26～28)

現状	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 地方再犯防止推進計画を策定している 県内市町の数及びその割合 13市町(61.9%)【令和7年4月】	1 保健・医療・福祉・就労・住居など多機関が連携する支援の枠組みが構築・強化されつつあるが、支援体制のさらなる強化・充実が必要 2 長崎県地域生活定着支援センター(県委託事業)による入所中から退所後までの伴走支援が進展したが、市町の既存会議体(自立支援協議会、重層的支援会議等)を活用した連携の推進が課題	1【保護観察所】 就労・住居・福祉等の地域資源につなぐ“地域援助”の実施 2【矯正施設】 地域関係機関・団体と協働した職場体験、社会貢献作業の受託等	1「長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会」の開催、官民連携の情報共有・課題共有 2 市町の計画策定や取組推進への助言・支援、長崎県地域生活定着支援センターによる地域支援ネットワークの構築・強化

重点課題2

就労・住居の確保

1 就労の確保

(計画案P32～35)

現状 ((1)令和7年・(2.3)令和6年)	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 協力雇用主の状況 167社 実際に雇用した協力雇用主数 7社 雇用されている者 25人 2 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者(96人)のうち、就職した者の数及びその割合 34人(35.4%) 3 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 184人中 66人(35.9%)	1 出所者・保護観察対象者に無職者が多く、就労確保が重要課題。協力雇用主の登録は進む一方で、実際の雇用や長期定着に課題が残る。 2 協力雇用主の実雇用拡大と業種多様化が必要 3 就職後の定着支援の強化	1【保護観察所】 総合的就労支援、協力雇用主・ハローワーク・矯正施設との連携、協力雇用主の研修・周知 2【少年鑑別所】 職業適性の把握、就労した者や雇用主に対する心理的支援 3【矯正施設】 企業説明会の開催等	1 長崎県人材活躍支援センターの運営、各種職業訓練の提供 2 農福連携や障害者就労・生活支援センターとの連携 3 入札制度の加点措置等による協力雇用主の後押し

2 住居の確保

(計画案P37～38)

現状 (令和6年)	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 県内所在刑事施設における出所者(214人)のうち、帰住先がない者の数及び割合 43人(20.1%) 2 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、一時的に居場所を確保した者の数 更生保護施設 185人 自立準備ホーム 12人	1 出所時帰住先がない対象者への居所確保が引き続き重要。(自立準備ホームの登録拡大等) 2 入居後の見守り・相談・生活支援・地域関係づくり等の体制強化	1【保護観察所】 更生保護施設や自立準備ホームによる一時的な居所確保等 2【矯正施設】 保護観察所や長崎県地域生活定着支援センターと連携した早期の帰住先確保、地方更生保護委員会と連携した更生緊急保護	1 長崎県地域生活定着支援センターによる福祉施設入所やアパート入居の調整支援 2 住宅セーフティネット制度の周知・登録促進、公営住宅等の関係機関連携

第二次長崎県再犯防止推進計画（2026年度～2030年度）



重点課題3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

1 高齢者・障害のある人への支援 （計画案P41～44）

現状（令和6年）	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 特別調整により長崎県地域生活定着支援センターが福祉サービス等の利用に向けた調整を行った件数 <div style="text-align: right;">45人</div>	1 高齢者や障害のある対象者のため、入所中からの福祉申請など手続の円滑化 2 要介護認定に該当しない高齢者の昼間活動先の確保 3 障害者自立支援協議会等との連携・相談体制の更なる充実	1 【保護観察所】 特別調整対象者の地域定着支援 2 【矯正施設】 社会復帰準備指導、知的障害受刑者処遇・支援モデルの運用 3 【検察庁】 更生保護施設入所等の入口支援と出口支援につながる連携	1 長崎県地域生活定着支援センターによる保健医療・福祉サービスの利用支援 2 高齢者や精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築 3 見守りネットワーク・権利擁護支援ネットワークの充実

2 薬物依存を有する人への支援 （計画案P45～47）

現状（令和6年）	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 薬物事犯保護観察対象者(22人)のうち、保健医療機関による治療・支援を受けた者の数及びその割合 1人(4.5%) 2 薬物乱用防止教室等の開催件数及び参加人数 <div style="text-align: right;">開催件数 237回 参加人数 14,713人</div>	1 薬物事犯は再犯リスクが相対的に高く、依存特性に応じた継続支援が重要 2 相談窓口や自助グループとの連携はあるが、相談につながりにくい傾向があるため、偏見の低減と相談促進、医療・自助の継続参加の支援が必要	1 【保護観察所】 薬物再乱用防止プログラム、医療・自助グループへの参加支援、家族向け支援 2 【矯正施設】 依存離脱・認知行動療法プログラムの提供 3 【民間団体】 自助グループとの連携	1 学校等での予防教育、県民向け啓発の強化 2 薬物相談窓口の設置・運用、専門医療機関との連携 3 薬物依存に対する相談対応・回復支援の実施

重点課題4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

1 学校等と連携した修学支援の実施 （計画案P51～52）

現状（令和6年）	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 保護観察が開始された少年のうち、就学・復学した者の数 <div style="text-align: right;">14人</div>	1 就学・復学支援の枠組みが整備され、対象少年の学びの継続が進んでいる。さらに、多様化する課題に対応できる教育支援体制の充実 2 関係機関の協力体制の維持・強化	1 【少年鑑別所】 教科指導・教材貸与・高卒認定対策等	1 関係機関との協力体制の維持、矯正施設と連携した学びの継続支援 2 進学・自立に向けた情報提供・学習相談の実施

2 学校等と連携した非行防止等のための取組 （計画案P53～55）

現状（令和6年）	課題	関係機関・団体の主な取組	県の主な取組
1 薬物乱用防止教室等の開催件数及び参加人数（再掲） <div style="text-align: right;">開催件数 237回 参加人数 14,713人</div>	1 学校での非行防止・薬物乱用防止教室、警察との情報共有体制が定着しており、取組の継続と支援の質の向上が必要 2 関係機関連携の更なる強化による再非行防止	1 【保護観察所】 学校等と連携した生活環境調整 2 【少年鑑別所】 問題行動分析に基づく指導法の提案、ワークブックの実施	1 スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置、メディア安全指導員の派遣 2 薬物乱用防止教室の実施、学校と警察の連携による迅速な対応 3 児童相談所における非行少年支援

第二次長崎県再犯防止推進計画（2026年度～2030年度）



（計画案P59～62）

重点課題5

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

現状	課題	関係機関・団体の取組	県の取組
1 保護観察所・矯正施設で特性別の専門プログラム(薬物、暴力、性加害、アルコール等)を展開 2 長崎刑務所で知的障害受刑者処遇・支援モデルの開始・運用 3 刑法改正に伴う改善指導の拡充方針	1 地域で特性に応じた継続支援ができる体制整備 2 法改正への対応体制の整備	1 【保護観察所】 専門プログラムとアセスメント 2 【矯正施設】 特性別プログラム 3 【少年鑑別所】 心理検査・鑑別に基づく支援	1 長崎県地域生活定着支援センターによる矯正施設と福祉をつなぐ協議・連携の定例化 2 警察における人身安全対策等によるハイリスク事案の再犯防止の推進

（計画案P63～65）

2 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

現状	課題	関係機関・団体の取組	県の取組
1 心情等の聴取・伝達制度を活用し、加害者教育に反映	1 被害者支援の実務能力向上と体制の更なる充実とあわせて、罪をした者には、犯罪被害者の心情等を理解して贖罪意識を深め、再犯抑止につなげることが必要	1 【保護観察所・矯正施設】 心情等の聴取・伝達制度の運用、ケースカンファレンス、加害者教育	1 犯罪被害者支援に関する広報啓発、性暴力被害相談窓口「サポートながさき」におけるワンストップ支援の実施 2 長崎県地域生活定着支援センターによる犯罪をした者等の家族等への支援

重点課題6

民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

1 民間協力者の活動促進

（計画案P68～70）

現状	課題	関係機関・団体の取組	県の取組
1 本県の保護司の状況 定数 890名 現員数 754名（充足率：84.7%） 【令和7年1月】	1 保護司やBBS、更生保護女性会、更生保護法人等による支援活動が広がっているが、保護司、更生保護ボランティアの確保が課題	1 【保護観察所】 面接場所・活動拠点の確保、保護司等確保に向けた協力依頼 2 【更生保護女性会・BBS】 関係団体への援助活動、啓発、学習支援などの実施	1 更生保護事業への助成、周知・広報による担い手確保支援 2 少年警察ボランティア活動支援

2 広報・啓発活動の推進

（計画案P71～72）

現状（令和6年）	課題	関係機関・団体の取組	県の取組
1 “社会を明るくする運動”行事参加者数 14,739人	1 “社会を明るくする運動”や再犯防止啓発月間、矯正展等、更生保護に馴染みがない人にもわかりやすい広報・啓発を継続し、再犯防止に関する県民の認知・関心の更なる向上が必要	1 【保護観察所】 “社会を明るくする運動”による民間協力者と連携した広報啓発活動 2 【矯正施設】 施設見学会など地域住民への広報・啓発、矯正展の実施	1 保護観察所と連携した“社会を明るくする運動”の実施 2 人権教育・啓発の推進